

造林意欲増進事業のご案内

—人工林資源保続支援基金—

長期間放置された造林未済地の解消に取り組む
意欲のある林業事業体を応援します



『造林意欲増進事業』とは？

着実な再造林を進め人工林資源の保続に貢献し、森林資源の循環利用を推進するため、木材等生産林の区域において長期間放置されている造林未済地において、再造林に取り組む意欲のある林業事業体に対して、森林所有者への働きかけや地拵えにおいて掛増しとなる経費を助成し、林業事業体による造林未済地の早期解消を促進します。

助成内容

■ 助成対象

林業事業体が主体となって森林所有者に働きかけて再造林を行う造林未済地で、次のすべてに該当する森林であること。

- (1) 平成27年(2015年)3月31日以前に伐採が終了した人工林伐採跡地で、令和4年4月1日現在、再造林又は天然更新がされていない森林
- (2) 森林の区分が木材等生産林
- (3) 個人が所有する森林
- (4) 森林面積が1申請当たり1ha以上

■ 助成対象者

助成対象の森林の所有者から造林事業を受託した者

■ 助成内容

森林経営計画に基づき植栽又は準備地拵えを行った場合に、①及び②の合計額を助成(植栽又は準備地拵えを完了した森林のみが対象となります)

①森林経営計画作成促進、合意形成等経費

森林経営計画の作成や合意形成等に要する経費として

助成対象地の植栽又は準備地拵え面積1ha当たり38千円を助成

②機械地拵えの掛増し経費

める「標準的な人工数」を超過した分について1人工当たり22千円を助成

(例) カラマツを2ha植栽し、機械地拵えの人工が「標準的な人工」を4人工超過した場合、

造林事業費	+	造林意欲増進事業	+	合計
102万円		①合意形成等経費		118.4万円
		7.6万円	②地拵え掛増し経費	
			8.8万円	

令和4年度事業の事業交付申請について

■ 申請方法

助成を希望される方は、予め、助成内容に示す要件を満たすことをご確認の上、事業開始前に第1号様式で要望調査票を提出して下さい。
事業の終了後、交付申請書及び関係書類を次の提出先まで郵送、電子メール又は持参により提出してください。

■ 申請期限

令和5年2月28日

■ 申請書類

交付申請書、実施報告書、森林計画図、実測図（写）、森林経営計画書（写）、造林事業補助金等交付内訳書（写）、受委託契約書類（写）、作業日報（写）及び労務出役簿

■ 提出先及び問い合わせ先

提出先：人工林資源保続支援基金事務局（北海道森林組合連合会内）

住 所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1-9

TEL：011-621-4293(代表)

FAX：011-644-3707

E-mail：shinrin-seibi@doshinren.or.jp

■ その他

詳細は、別紙「令和4年度造林意欲増進事業の実施について」又は<http://www.doshinren.or.jp/> をご覧ください。

人工林資源保続支援基金の仕組み

造林意欲増進事業は、人工林資源保続支援基金を活用しています。

【基金の目的】道内の人工林資源を活用する企業等が、その育成に貢献するために自主的に拠出する協力を活用し、人工林資源の保続、森林資源の循環利用を図ること

造林意欲増進事業の実施者(助成対象者)

木材等生産林の区域において長期間放置されている造林未済地において、所有者に働きかけを行い、再造林を実施



植栽

申請 → 交付

※令和3年度は、当基金により、造林意欲推進消事業のほか造林未済地解消事業他を実施しています

人工林資源保続支援基金

拠出者

管理・運営委員会：北海道造林協会、北海道木材産業協同組合連合会、北海道山林種苗協同組合、北海道市長会、北海道町村会、北海道などの関係団体等の実務責任者で構成



- ・基金の予算、決算及び事業計画の策定
- ・協力金の活用方法の検討 など

- 事務局 北海道森林組合連合会
- ・協力金の活用方法の検討 など

実績報告



協力金拠出
事業内容の意向

拠出者：生産、流通、製品加工の過程で、素材を直接取り扱い一次加工製品を製造する企業等

拠出額の目安：企業等が取り扱う1年間の素材の数量に一定の単価を乗じた金額(目安)

- ・製材系 素材1m³あたり 10円
- ・チップ系 素材1m³あたり 5円

●協力金拠出企業 令和3年度の実績(順不同)

- 丸玉木材(株)
- 物林(株)
- 北海道森林組合連合会